

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 7 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

業務におけるダンピング対策の推進について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）においては、公共工事の品質確保のため、公共工事のみならず公共工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「業務」という。）についてもその発注関係事務を適切に実施しなければならないこととされており、各発注者による公共工事及び業務の発注関係事務の適切な実施のため、同法第22条に基づき「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）が発注者共通の指針として定められております。

同指針において、ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することとされています。

ダンピング受注は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、業務の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、企業が適正な利潤を確保できず、ひいては若年入職者の減少の原因となるなど、担い手の育成及び確保を困難とするものであることから、これを防止する必要があります。

これらを踏まえ、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付け総行第77号・国不入企第38号）等において、業務のダンピング対策についても強化に努めるよう要請してきたところです。

また、今般、国土交通省において、令和6年度より発注する業務における低入札価格調査基準の算入率・範囲を別添1及び2（※）のとおり改定いたしますのでご参考にお知らせするとともに、引き続き、その導入・強化に努めるとともに、今般の国土交通省の改定を踏まえた見直し等に適切に対応いただきますようお願いいたします。

※別添1は令和6年3月25日に改定を行ったものであるが、別添2のとおり、令和6年4月15日に別添1の再改定を行っており、別添2を参考とされたい。

先般、「令和5年度発注関係事務の運用に関する指針に基づく工事に関する業務の実施状況に関する調査」の結果を踏まえ、各市区町村におけるダンピング対策の取組状況を公表したところですが、今般の別添1の再改定に伴い、別添3のとおり修正して公表しましたので送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、今回の「見える化」を踏まえ、近隣の地方公共団体をはじめとした他の地方公共団体の取組状況を適宜参照の上、ダンピング対策の取組についてより一層の推進に努めていただきますようお願いいたします。

今回の「見える化」では、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度のいずれも未導入の市区町村が全国で依然約4割程度あることが見受けられ、業務におけるダンピング対策は工事に比べ遅れていることが見て取れます。

今後国土交通省では、市区町村におけるダンピング対策の取組の更なる推進を図るため、都道府県公共工事契約業務連絡協議会と連携した市区町村への直接働きかけ等の取組を実施いたしますので、あらかじめご承知おきください。

各都道府県においては、市区町村におけるダンピング対策の取組が推進されるよう、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対してもこの旨を周知願います。

国官会第 2 5 9 4 5 号
令和 6 年 3 月 2 5 日

内部部局の長
施設等機関の長
特別の機関の長
地方支分部局の長
外局の長
沖縄総合事務局長

} あて

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」（平成 1 6 年
6 月 1 0 日付け国官会第 3 6 7 号）の一部を別添のとおり改正することと
したので遺漏なきよう措置されたい。

○「予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて」（平成 1 6 年 6 月 1 0 日付け国官会第 3 6 7 号）の一部改正について

改 正 案	現 行
1 本基準の運用の基本方針について (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 8 6 条の調査を行うものであること。 (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第 8 6 条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。 (3) 令第 8 6 条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。 イ 工事の請負契約の場合 ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項 ② ①の適否 ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否 ④ 当該入札者の経営状況 ⑤ その他必要な事項 ロ 製造その他についての請負契約の場合 ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項 ② ①の適否 ③ 当該入札者の経営状況 ④ その他必要な事項	1 本基準の運用の基本方針について (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 8 6 条の調査を行うものであること。 (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第 8 6 条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものであること。 (3) 令第 8 6 条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。 イ 工事の請負契約の場合 ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項 ② ①の適否 ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否 ④ 当該入札者の経営状況 ⑤ その他必要な事項 ロ 製造その他についての請負契約の場合 ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項 ② ①の適否 ③ 当該入札者の経営状況 ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について (1) 工事の請負契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた い。 イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。	2 本基準の運用について (1) 工事の請負契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた い。 イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。
(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた。 イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に	(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた。 イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に

については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものと
し、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超
える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあって
は3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を 乗じて得た額	—
建築関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分 の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を 乗じて得た額
土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分 の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に1 0分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を 乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分 の5を乗じて得た額

口 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10
分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地
質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜
の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予
定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づ
く具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該
調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の1
10分の100 円）」と記載しておくものとする。

については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、
10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調
査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合に
あっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2
とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を 乗じて得た額	—
建築関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分 の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を 乗じて得た額
土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分 の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に1 0分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を 乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分 の4.8を乗じて得た額

口 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10
分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地
質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜
の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予
定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づ
く具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該
調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の1
10分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則 本通知は、<u>令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）</u>の入札から適用する。	附 則 本通知は、<u>令和4年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）</u>の入札から適用する。
---	---

○予算決算及び会計令第 8 5 条の基準の取扱いについて

〔 国 官 会 第 3 6 7 号 〕
〔 平成 1 6 年 6 月 1 0 日 〕

改正	平成 1 9 年	4 月	6 日	国官会第	5 2 号
	同 2 0 年	3 月	3 1 日	同 第	2 0 5 1 号
	同 2 1 年	4 月	3 日	同 第	2 4 6 4 号
	同 2 2 年	3 月	2 日	同 第	1 9 3 8 号
	同 2 3 年	3 月	2 9 日	同 第	2 4 0 2 号
	同 2 5 年	5 月	1 4 日	同 第	2 6 6 号
	同 2 5 年	1 0 月	1 日	同 第	1 5 1 1 号
	同 2 8 年	3 月	1 8 日	同 第	4 0 2 0 号
	同 2 9 年	3 月	1 4 日	同 第	3 8 6 1 号
	同 3 1 年	3 月	2 6 日	同 第	2 2 1 7 3 号
	同 3 1 年	3 月	2 9 日	同 第	2 4 8 9 8 号
	令和 4 年	2 月	2 4 日	同 第	2 0 2 7 9 号
	同 6 年	3 月	2 5 日	同 第	2 5 9 4 5 号

国土交通省大臣官房長から内部部局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

予算決算及び会計令第 8 5 条の基準については、平成 3 1 年 3 月 2 6 日付け国官会第 22172 号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- （1）本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 8 6 条の調査を行うものであること。
- （2）したがって、本基準に該当する場合であっても、令第 8 6 条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするも

のであること。

- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.2まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

（1）執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

（2）予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則（平成１９年４月６日国官会第５２号）

本通知は、平成１９年４月９日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２０年３月３１日国官会第２０５１号）

本通知は、平成２０年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２１年４月３日国官会第２４６４号）

本通知は、平成２１年４月３日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２２年３月２日国官会第１９３８号）

本通知は、平成２２年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２３年３月２９日国官会第２４０２号）

本通知は、平成２３年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２５年５月１４日国官会第２６６号）

本通知は、平成２５年５月１６日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２５年１０月１日国官会第１５１１号）

本通知は、平成２６年４月１日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）（平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成２６年４月１日以降になされるものを含む。）から適用する。

附 則（平成２８年３月１８日国官会第４０２０号）

本通知は、平成２８年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２９年３月１４日国官会第３８６１号）

本通知は、平成２９年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成３１年３月２６日国官会第２２１７３号）

本通知は、平成３１年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成３１年３月２９日国官会第２４８９８号）

本通知は、平成３１年１０月１日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他につ

いての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則（令和4年2月24日国官会第20279号）

本通知は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年3月25日国官会第25945号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

国 官 会 第 4 4 号
令和6年4月15日

内部部局の長
施設等機関の長
特別の機関の長
地方支分部局の長
外局の長
沖縄総合事務局長

} あて

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年
6月10日付け国官会第367号）の一部を別添のとおり改正することと
したので遺漏なきよう措置されたい。

○「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 367 号）の一部改正について

改 正 案	現 行
1 本基準の運用の基本方針について (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 86 条の調査を行うものであること。 (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第 86 条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。 (3) 令第 86 条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。 イ 工事の請負契約の場合 ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項 ② ①の適否 ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否 ④ 当該入札者の経営状況 ⑤ その他必要な事項 ロ 製造その他についての請負契約の場合 ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項 ② ①の適否 ③ 当該入札者の経営状況 ④ その他必要な事項	1 本基準の運用の基本方針について (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第 86 条の調査を行うものであること。 (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第 86 条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。 (3) 令第 86 条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。 イ 工事の請負契約の場合 ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項 ② ①の適否 ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否 ④ 当該入札者の経営状況 ⑤ その他必要な事項 ロ 製造その他についての請負契約の場合 ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項 ② ①の適否 ③ 当該入札者の経営状況 ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について (1) 工事の請負契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた い。 イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。	2 本基準の運用について (1) 工事の請負契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた い。 イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。
(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた。 イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となつた同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に	(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合 「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされた。 イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となつた同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に

については、その割合が10分の8. 1を超える場合にあっては10分の8. 1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものと
し、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8. 5を超
える場合にあっては10分の8. 5と、3分の2に満たない場合にあって
は3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を 乗じて得た額	—
建築関係の建設コン サルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を 乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を 乗じて得た額
土木関係の建設コン サルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を 乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を 乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を 乗じて得た額
補償関係コンサルタ ント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を 乗じて得た額

口 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8. 1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8. 2ま
で、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8. 5まで）の範囲内
で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予
定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づ
く具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該
調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の1
10分の100 円）」と記載しておくものとする。

については、その割合が10分の8. 1を超える場合にあっては10分の
8. 1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものと
し、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8. 5を超
える場合にあっては10分の8. 5と、3分の2に満たない場合にあって
は3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を 乗じて得た額	—
建築関係の建設コン サルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を 乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を 乗じて得た額
土木関係の建設コン サルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を 乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を 乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を 乗じて得た額
補償関係コンサルタ ント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を 乗じて得た額

口 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8. 2ま
で（測量業務にあっては10分の6から10分の8. 2ま
で、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8. 5まで）の範囲内
で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予
定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づ
く具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該
調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の1
10分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。	附 則 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。
--	--

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

〔国官会第367号〕
〔平成16年6月10日〕

改正	平成19年	4月	6日	国官会第	52号
	同 20年	3月	31日	同 第	2051号
	同 21年	4月	3日	同 第	2464号
	同 22年	3月	2日	同 第	1938号
	同 23年	3月	29日	同 第	2402号
	同 25年	5月	14日	同 第	266号
	同 25年	10月	1日	同 第	1511号
	同 28年	3月	18日	同 第	4020号
	同 29年	3月	14日	同 第	3861号
	同 31年	3月	26日	同 第	22173号
	同 31年	3月	29日	同 第	24898号
	令和 4年	2月	24日	同 第	20279号
	同 6年	3月	25日	同 第	25945号
	同 6年	4月	15日	同 第	44号

国土交通省大臣官房長から内部部局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

予算決算及び会計令第85条の基準については、令和6年3月25日付け国官会第25944号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。

(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。

(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則（平成１９年４月６日国官会第５２号）

本通知は、平成１９年４月９日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２０年３月３１日国官会第２０５１号）

本通知は、平成２０年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２１年４月３日国官会第２４６４号）

本通知は、平成２１年４月３日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２２年３月２日国官会第１９３８号）

本通知は、平成２２年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２３年３月２９日国官会第２４０２号）

本通知は、平成２３年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２５年５月１４日国官会第２６６号）

本通知は、平成２５年５月１６日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２５年１０月１日国官会第１５１１号）

本通知は、平成２６年４月１日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）（平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成２６年４月１日以降になされるものを含む。）から適用する。

附 則（平成２８年３月１８日国官会第４０２０号）

本通知は、平成２８年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２９年３月１４日国官会第３８６１号）

本通知は、平成２９年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成３１年３月２６日国官会第２２１７３号）

本通知は、平成３１年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成３１年３月２９日国官会第２４８９８号）

本通知は、平成31年10月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則（令和4年2月24日国官会第20279号）

本通知は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年3月25日国官会第25945号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年4月15日国官会第44号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。